

公益社団法人 静岡県柔道整復師会 施行細則

第 1 章 入会に関する事項

第 1 条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、定款第 8 条の規定により入会申込書のほかに、戸籍抄本、履歴書及び柔道整復師免許証写しを提出し、正会員は更に施術所位置の略図及び施術所平面図等を提出して、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員又は準会員となった者は、施術所開設届又は施術所開設届事項変更届を保健所へ届出後、10 日以内にその届の写しを提出するものとする。

3 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書、住民票、履歴書及び身分等を証明する書類(柔道整復師免許証を有するものは免許証写し)を提出し理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会が認めたときは、この限りとしない。

第 2 条 定款第 7 条に規定する負担金は次の 2 種とする。

(1) 本会入会金 100,000 円

(2) 入会時負担金 10,000 円

2 会員となろうとする者が納めなければならない所定の負担金は、次のとおりとする。

(1) 正会員となろうとする者の場合は、本会入会金及び入会時負担金とする。
ただし、準会員であった者が正会員となろうとするときは本会入会金のみとする。

(2) 準会員となろうとする者の場合は、入会時負担金とする。

(3) 賛助会員となろうとする者の場合は、いずれの負担金も免除する。

3 前項の規定にかかわらず、次の場合は本会入会金を免除する。ただし、第 2 号から第 4 号までの場合においては、それらの正会員が別個に施術所を開設するとき又は同一施術所以外で就業することとなったときは、その時点において第 1 項の本会入会金を納めなければならない。

(1) 正会員の死亡後 3 ヶ月以内に、四親等内の親族がその施術所を継承し、正会員となるとき。

(2) 正会員の四親等内の親族がその施術所を継承し、正会員となるとき。

(3) 正会員と同一施術所で就業する四親等内の親族が正会員となるとき。

(4) 同一開設者による施術所において施術管理者が変更となる場合で理事会で認められたとき。

(5) 柔道整復師養成学校付属接骨院の施術管理者が交代し正会員となるとき。

(6) その他理事会が相当な事由があると認めたとき。

第 3 条 理事会は、必要に応じ新入会員の施術所等を調査する。

第 2 章 会費に関する事項

第 4 条 定款第 7 条に規定する会費は次のとおりとする。その納期・納入の方法については、理事会で決定する。

- (1) 定額会費 正会員 月 5,500 円
準会員 月 1,000 円
賛助会員 年 3,000 円

(2) 定率会費

会員が施術管理者である施術所における前年保険請求総費用相当額に別表の率を乗じた額とする。ただし、前年保険取扱いが 12 ヶ月未満及び退会後保険審査、その他開設届に変更のあった場合は理事会で別に定め、総会で報告する。

- ① 前年の保険取扱いが 6 ヶ月以上 12 ヶ月未満の場合は、その間の保険給申請書総費用額合計を、その月数で除し 12 を乗じた数を別表より算出した率を乗じた額とする。
- ② 前年の保険取扱いが 6 ヶ月未満の場合は、その月ごとの保険申請書総費用額に 12 を乗じ、別表より算出した率を乗じた額とする。
- ③ その他、施術管理者及び開設者、開設場所等の変更のあったものなどについては別表を基調とし、前例に基いて会長が決定する。
- ④ 退会時、退会翌月の審査分として 保険申請書の提出があった者は、退会翌月定率会費同等額を事務手数料として徴収するものとする。

第 5 条 会費は、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 85 才以上で 40 年間会員であった者の定額会費。ただし、75 歳以上で 40 年間会員であった者で施術管理者でない者は、定額会費月 1,000 円とする。(令和元年 6 月 2 日以前に第 5 条 (1) に該当し、定額会費免除となった者は定額会費免除とする。)
 - (2) 新規入会月から 3 ヶ月目までに納付すべき定率会費。
 - (3) 第 11 条の休会届を提出した者のうち、傷病にかかり、かつ、長期にわたり療養が必要な場合で理事会において免除が承認された場合の定額会費及び定率会費。ただし、休会期間が 2 年を超えた場合は年額 3,000 円の定額会費を徴収する。
 - (4) その他理事会が相当な事由があると認めたとき。
- 2 会費の免除は、特別の事由が生じた日の属する月の翌月から、その事由が消滅した日の属する月の翌月の納期のものについて行う。

第 3 章 会費等の使途

第6条 第2条に定める負担金及び第4条に定める会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該会計年度の公益目的事業に使用し、その他を収益事業等会計及び法人会計に使用する。

第4章 会員に関する事項

第7条 開設者でない柔道整復師を正会員とする場合は、次の各号のいずれかに該当する者で理事会で承認されたものとする。

- (1) 開設者から選任された施術管理者
- (2) 開設者である正会員と同一の施術所の勤務柔道整復師である親族で、正会員となろうとする者
- (3) 正会員であった者で理事会で承認されたもの

第8条 正会員に事故があるときは、準会員でなければ療養費の請求を会長に複委任することができない。

第9条 会員は、会議及び会合の通知を受けた場合は、特別の事由が無い限り出席しなければならない。

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、各号に定めた期間内に変更届を会長に届け出なければならない。

- (1) 開業場所を変更する場合 1ヶ月以上前
- (2) 施術所の名称を変更する場合 1ヶ月以上前
- (3) 開設者又は施術管理者が変更する場合 1ヶ月以上前
- (4) 勤務柔道整復師を採用、又は勤務柔道整復師が退職した場合 10日以内

2 前項による変更を保健所へ届出後、10日以内にその届出の写しを会長へ提出するものとする。

3 開設者又は施術管理者の死亡による退会届に係る書類の提出は法定相続人及び家族が行う。

また法定相続人及び家族がいない時は、理事会決議を経て会長が代理で行うことができる。

第11条 会員が正当の理由により休業するときは、その理由を明記した休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会は2年間の限度とするが、傷病による場合は年度ごとに診断書等を提出し、理事会の承認を得て延長することができる。

2 学校法人が開設者である施術所において、施術管理者が退職等により不在となる期間中は、理事会の承認を得て施術所の休会とみなすことができる。

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する至ったときには、懲罰委員会の決議によって該当会員を処分をすることができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 本会の定款に違反したとき。
- (3) その他処分すべき正当な事由があるとき。

第13条 第12条に該当する会員を次の各号のいずれかの処分に科することができる。

- (1) 退会勧告
- (2) 営業停止勧告(期限付き)
- (3) 受領委任取扱停止勧告(期限付き)
- (4) 戒告
- (5) 訓告

第5章 雑 則

第14条 本施行細則は、総会の決議によらなければ変更することができない。

附 則

この施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年	4月	1日	施 行
平成25年	5月26日	一部改正（第1条第3項）	
平成27年	5月31日	一部改正（第2条の社団積立金を入会時負担金に改称）	
令和 1年	6月	2日	一部改正（第4条(1)、第5条(1)、第12条）
令和 3年	5月30日	一部変更（第4条(2)）	
令和 5年	6月	4日	一部改正（第2条(4)(5)(6)、第10条3項）
令和 7年	6月	1日	一部改正（第12条、第13条、第14条）

別表

(第4条関係)

前々年保険総費用相当額	率
1 5 0 万円未満	0 . 9 6 %
1 5 0 万円以上～3 0 0 万円未満	1 . 3 6 %
3 0 0 万円以上～6 0 0 万円未満	1 . 4 6 %
6 0 0 万円以上～1, 0 0 0 万円未満	1 . 5 6 %
1, 0 0 0 万円以上～1, 5 0 0 万円未満	1 . 6 6 %
1, 5 0 0 万円以上～2, 0 0 0 万円未満	1 . 7 6 %
2, 0 0 0 万円以上	1 . 8 6 %